

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る 技術上の基準を定める省令（基準省令）について

基準省令における排水基準等の規定の概要は、以下の通りである。

対象	規定内容		検定方法
	基準	規制項目と基準値	
一般廃棄物最終処分場 及び 産業廃棄物 管理型最終処分場	・排水基準 (第1条第2項第14号ハ) 1	・別表第一	・排水基準総理府令
	・廃止時の保有水等基準 (第1条第3項第6号) 2		
	・地下水検査項目 (第1条第2項第10号イ、ロ) 1	・別表第二上欄の項目 ・電気伝導率 及び 塩化物イオン	・地下水環境基準 ・JISK0552 及び JISK0556
	・廃止時の地下水基準 (第1条第3項第5号イ、ロ) 2	・別表第二	・地下水環境基準
産業廃棄物 安定型最終処分場	・浸透水基準 (第2条第2項第2号ハ)	・別表第二 ・BOD(20mg/L) 又は COD(40mg/L)	・地下水環境基準 ・環境基準
	・廃止時の浸透水基準 (第2条第3項第2号ハ)	・別表第二 ・BOD(20mg/L)	・地下水環境基準 ・環境基準
	・地下水検査項目 (第2条第2項第2号ハ)	・別表第二上欄の項目	・地下水環境基準
	・廃止時の地下水基準 (第2条第3項第2号ロ)	・別表第二	・地下水環境基準
産業廃棄物 遮断型最終処分場	・地下水検査項目 (第1条第2項第10号イ、ロ) 3	・別表第二上欄の項目 ・電気伝導率 及び 塩化物イオン	・地下水環境基準 ・JISK0552 及び JISK0556
	・廃止時の地下水基準 (第1条第3項第5号イ、ロ) 4	・別表第二	・地下水環境基準

1：産業廃棄物管理型最終処分場については第2条第2項第3号で準用

2：産業廃棄物管理型最終処分場については第2条第3項第3号で準用

3：第2条第2項第1号で準用

4：第2条第3項第1号で準用

別表第一（第一条、第二条関係）

アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	－リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下
カドミウム及びその化合物	－リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
鉛及びその化合物	－リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	－リットルにつき一ミリグラム以下
六価クロム化合物	－リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
砒素及びその化合物	－リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下
シアン化合物	－リットルにつきシアン一ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	－リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
トリクロロエチレン	－リットルにつき〇・三ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	－リットルにつき〇・一ミリグラム以下
ジクロロメタン	－リットルにつき〇・二ミリグラム以下
四塩化炭素	－リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
一・二 ジクロロエタン	－リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
一・一 ジクロロエチレン	－リットルにつき〇・二ミリグラム以下
シス 一・二 ジクロロエチレン	－リットルにつき〇・四ミリグラム以下
一・一・一 トリクロロエタン	－リットルにつき三ミリグラム以下
一・一・二 トリクロロエタン	－リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
一・三 ジクロロプロペン	－リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
チウラム	－リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
シマジン	－リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下
チオベンカルブ	－リットルにつき〇・二ミリグラム以下
ベンゼン	－リットルにつき〇・一ミリグラム以下
セレン及びその化合物	－リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの－リットルにつき、 当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下 海域に排出されるもの－リットルにつき、当分の間、ほう 素二三〇ミリグラム以下
ふつ素及びその化合物	－リットルにつきふつ素一五ミリグラム以下（海域以外の 公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するもの とする。）
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	－リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇 〇ミリグラム以下

水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下 海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下
生物化学的酸素要求量	一リットルにつき六〇ミリグラム以下
化学的酸素要求量	一リットルにつき九〇ミリグラム以下
浮遊物質	一リットルにつき六〇ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	一リットルにつき五ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	一リットルにつき三〇ミリグラム以下
フェノール類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下
溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下
窒素含有量	一リットルにつき一二〇（日間平均六〇）ミリグラム以下
燐含有量	一リットルにつき一六（日間平均八）ミリグラム以下
備 考	<p>1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。</p> <p>4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。</p> <p>5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。</p>

別表第二（第一条、第二条関係）

アルキル水銀	検出されないこと。
総水銀	－リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下
カドミウム	－リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
鉛	－リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
六価クロム	－リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下
砒素	－リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	－リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	－リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
ジクロロメタン	－リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
四塩化炭素	－リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
一・二 ジクロロエタン	－リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下
一・一 ジクロロエチレン	－リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
シス 一・二 ジクロロエチレン	－リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
一・一・一 トリクロロエタン	－リットルにつき一ミリグラム以下
一・一・二 トリクロロエタン	－リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下
一・三 ジクロロプロペン	－リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
チウラム	－リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下
シマジン	－リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
チオベンカルブ	－リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
ベンゼン	－リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
セレン	－リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
備考	「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。